

## 業務方法書の一部変更及び 23 年度長期借入金・償還計画策定に向けた今後の予定について

内閣府北方対策本部

独立行政法人通則法第 28 条第 3 項及び独立行政法人北方領土問題対策協会法第 14 条第 3 項の規定に基づき、以下のとおり北方領土問題対策協会の業務方法書の一部変更及び長期借入金・償還計画の策定に関する主務大臣の認可につき、内閣府独立行政法人評価委員会の御意見を伺います。時期としては、3 月中に持ち回りで行う予定です。

### ＜変更予定内容＞

#### 1. 業務方法書

業務方法書第 8 条第 2 項第 1 号に係る貸付利率及び限度額の変更。

(変更内容)

##### ①貸付利率の一部変更

3 月の基準利率に合わせて、協会の貸付利率を変更（半年に一度の定期改定）。

##### ②貸付限度額の一部変更等

利用者からの要望を踏まえ、漁業設備資金、農業設備資金及び住宅資金の限度額の見直し等を行う予定（財務省と調整中）。

○独立行政法人通則法（平成十一年七月十六日法律第百三号）

（業務方法書）

第二十八条 独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定める。

3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

#### 2. 長期借入金・償還計画

平成 23 事業年度における北方地域旧漁業権者等に対する融資業務に必要な費用の民間金融機関からの長期借入及びその償還に関する計画（毎年度策定）。

○独立行政法人北方領土問題対策協会法（平成十四年十二月六日法律第百三十二号）

（長期借入金）

第十四条 協会は、貸付業務に必要な費用に充てるため、内閣総理大臣及び農林水産大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができる。

2 協会は、毎事業年度、長期借入金の償還計画を立てて、内閣総理大臣及び農林水産大臣の認可を受けなければならない。

3 内閣総理大臣及び農林水産大臣は、前二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、内閣府及び農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。